

「法制問題小委員会中間まとめに関する意見」

1. 団体

2. 社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）

3. 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

4. 03-3523-0811

5. pp.31-41 「2 障害者福祉関係」

6. 各種の図書館が視覚障害者等々の情報障害者への、情報提供の拠点であることは世界的に見ても明確なことである。図書館は、図書館利用に障害のある人のために、資料をその人が使える形に変換して提供している。図書館が一般とは別に専用の障害者登録を行っており、対象者以外への資料提供がありえないことを理解いただいたことは大変よかった。また、資料を利用できる障害者についても、なるべく広い情報障害者を含めようとする方向は大変評価できる。

今回、録音資料、映像資料への字幕手話挿入を中心に図書館における無許諾の製作等（権利制限）が認められようとしていることは大きな前進となる。

今後引き続き、継続的に製作できる資料の拡大について論議を進めてほしいと願うものである。

「注 27」(p.32)の DAISY の説明中、DAISY を「デジタル録音図書」としているが、daisy は音声・テキスト・画像等を同期させて利用できる、マルチメディアデジタル資料である。これにより広い情報障害者の利用が可能となる。

自民党・特別支援教育小委員会における提言（p.33）について、この部分の DAISY は文意よりマルチメディア DAISY を指すものと思われる。特に公共図書館においてもマルチメディア DAISY の製作が可能となれば、文中のような学校に学ぶ多くの情報障害児・者への提供が促進される。

「(2) 検討結果」(p.35)において、「全体の方向性」で、障害者が情報にアクセスする権利について提起されていることは大変望ましい。

「(2) 検討結果 視覚障害者関係についての対応方策」(pp.35-37)については、個々に以下のような意見である。

a (障害者の私的複製を代わって行うための措置について)において、30 条に基づく手足理論による複製と、37 条の複製の目的を変更して対応することについて、前向きな措置と考える。公共図書館等においてもこれらの複製等が実情に応じて行なえることになる。

c (第 37 条第 3 項の複製を行う主体の拡大について)では、公共図書館の専用の障害者等登録にご理解いただき、大変評価する。当然のことであるが主に公務員である公共図書館職員が法令を順守し、また日本図書館協会が定めるガイドライン等を守った上での運用が可能である。

d (対象者の範囲について)に関しては、従来の限定的な考えから、なるべく多くの障害者を含めようとするものであり、画期的な措置と考える。条文の作成時にこの考えが実質的に後退しないよう願うものである。

e (その他の条件について)に関して、営利業者への配慮と、だれもが使えるユニバーサル出版の促進という主旨にはまったく問題はない。ただし、同じ録音資料でも資料の一部抜粋であったり音声劇のような特殊なものについては、今回出されている障害者が使うための資料とは別のものとする。(障害者への情報保障という観点から、資料のすべてをありのままに読んだものを必要としている。)

なお、注 30 (p.36)で、国会図書館における許諾の謝絶数が出されているが、これは実際に許諾手続きを行ったものの数である。外国人著者のものや著者が複数あるもの雑誌等については、最初から許諾そのものが不可能となっている。

「聴覚障害者関係についての対応方策」(pp.37-41)については、以下である。

a (現状及び対応方策)で、放送だけではなく、固定された映像資料についても権利制限が必要とする考えは大変評価できる。

b(複製を行う主体について)に関しては、公共図書館等においても利用者を限定して登録することに何ら問題はない。プロテクトの問題等は直接著作権法上の問題ではなく、技術的な問題である。映像資料には営利を目的としたものだけでなく、様々な種類のものがある。今回権利制限をすることにより、字幕手話等の理解が促進され、しかもその技術の向上に繋がることが予想される。ぜひ権利制限に加えてほしい。プロテクト等の仕様については、技術の進歩により変化していくものであり、ガイドライン等で示すのが適当と考える

d(その他の条件について)に関しては、視覚障害者等の録音資料の場合と同様、主旨には賛成である。ただし、聴覚障害者が本当に使い易いものでなければならず、単なるキャプションの挿入されたもの等は含まれない。

「知的障害者、発達障害者等関係についての対応方策」(p.41)については、以下である。

a(現行規定での対応可能性)でいうところの複製される資料とはマルチメディア DAISY を含むあらゆるものと考えられる。またその方がより有効である。35条の手足理論として「社会教育の教育機関」には公共図書館が含まれるべきである。また、教員や公務員の管理の下に一定期間保存が可能になる方策が望まれる。

b(対応方策について)からは、公共図書館においても利用者の登録・提供をきちんとした上でマルチメディア DAISY を含むいろいろな資料を製作できるようにも解釈できる。今回の改正でどこまで認められるようになるか不明だが、なるべく多くの障害者用資料種別・利用対象者について考慮してほしい。もしくは、今後の継続的な改正を期待する。

「法制問題小委員会中間まとめに関する意見」

1. 団体

2. 社団法人日本図書館協会(理事長 塩見昇)

3. 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

4. 03-3523-0811

5. pp.45-61「検索エンジンの法制上の課題について」

6. 当協会は長年にわたって、「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」として法改正の要望を提出しているところである。

今回、貴委員会において、本件「検索エンジンの法制上の課題について(pp.45-61)のほか、「いわゆる「間接侵害」に係る課題等について」(pp.71-76)の審議が行われているが、複製行為者が実際に複製機器を操作した者ではなく、複製機器の設置者であると認定されるという前提に立てば、図書館や公民館あるいはネットカフェ等の、端末を設置し情報が提供される場で、利用者や来店者がその端末を使用して複製を行った場合、当該複製行為の位置付けが極めてあいまいなものとなる。

当該複製行為の位置付けについて、著作権法30条1項に基づく「私的使用のための複製」とし、その複製行為者が図書館や公民館あるいはネットカフェ等であるとするならば、組織・団体が「私的使用のための複製」を行っていることになり、法運用上、種々の問題が生じると思われる。

また、当該複製行為に使用されるパーソナルコンピュータ等の端末は、著作権法30条1項1号に言う「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」に該当すると考えられるが、附則5条の2にいう「専ら文書又は図画の複製に供するもの」に該当するかは疑問であり、複製行為者を利用者や来店者とした場合であっても、著作権法30条1項に基づく複製とすることには無理があると考えられる。

さらに、図書館に限定して考えた場合、著作権法31条の「図書館等における複製」の権利制限規定があるが、インターネット情報は同条の「図書館資料」には該当しないである

うことから、当該複製行為の位置付けを著作権法 31 条に基づくものとするにも無理がある。

これらのことから、今や、流通する情報の中で重要な位置をしめるインターネット上の情報の提供に支障をきたしている状況であり、インターネット上の情報に関しては、「検索エンジンの法制上の課題について」(pp.45-61)で挙げられている問題だけではなく、より総合的な検討を願うものである。

「法制問題小委員会中間まとめに関する意見」

1. 団体

2. 社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）

3. 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

4. 03-3523-0811

5. pp.71-76「いわゆる「間接侵害」に係る課題等について」

6. 私的録音録画小委員会において「違法配信事業者から入手した著作物の録音録画物からの私的録音録画」についての審議が行われているが、いわゆる「カラオケ法理」により、複製行為者が実際に複製機器を操作した者ではなく、複製機器の設置者であると認定されるという前提に立てば、図書館や公民館あるいはネットカフェ等の、端末を設置し情報が提供される場で、利用者や来店者が「違法配信事業者から入手した著作物の録音録画物からの私的録音録画」を行ったとしても、当該複製行為の行為者は図書館や公民館あるいはネットカフェ等ということになる。

当該複製行為の位置付けについても、例えば著作権法 30 条 1 項に基づく「私的使用のための複製」とし、その複製行為者が図書館や公民館あるいはネットカフェ等であるとするならば、組織・団体が「私的使用のための複製」を行っていることになり、法運用上、種々の問題が生じると思われる。

また、当該複製行為に使用されるパーソナルコンピュータ等の端末は、著作権法 30 条 1 項 1 号にいう「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」に該当すると考えられるが、附則 5 条の 2 にいう「専ら文書又は図画の複製に供するもの」に該当するかは疑問であり、複製行為者を利用者や来店者とした場合であっても、著作権法 30 条 1 項に基づく複製とすることには無理があると考えられる。

さらに、図書館に限定して考えた場合、著作権法 31 条の「図書館等における複製」の権利制限規定があるが、インターネット情報は同条の「図書館資料」には該当しないことから、当該複製行為の位置付けを著作権法 31 条に基づくものとするにも無理がある。

これらのことから、今や、流通する情報の中で重要な位置をしめるインターネット上の情報の提供に支障をきたしている状況であり、「間接侵害」の検討に関しては、上記のような問題を念頭に置きつつ検討願いたい。

なお、当協会は長年にわたって、「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」として法改正の要望を提出しているが、この件についても改めて審議願いたい。